

宝塚市告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課において縦覧に供する。

令和6年（2024年） 3月 29日

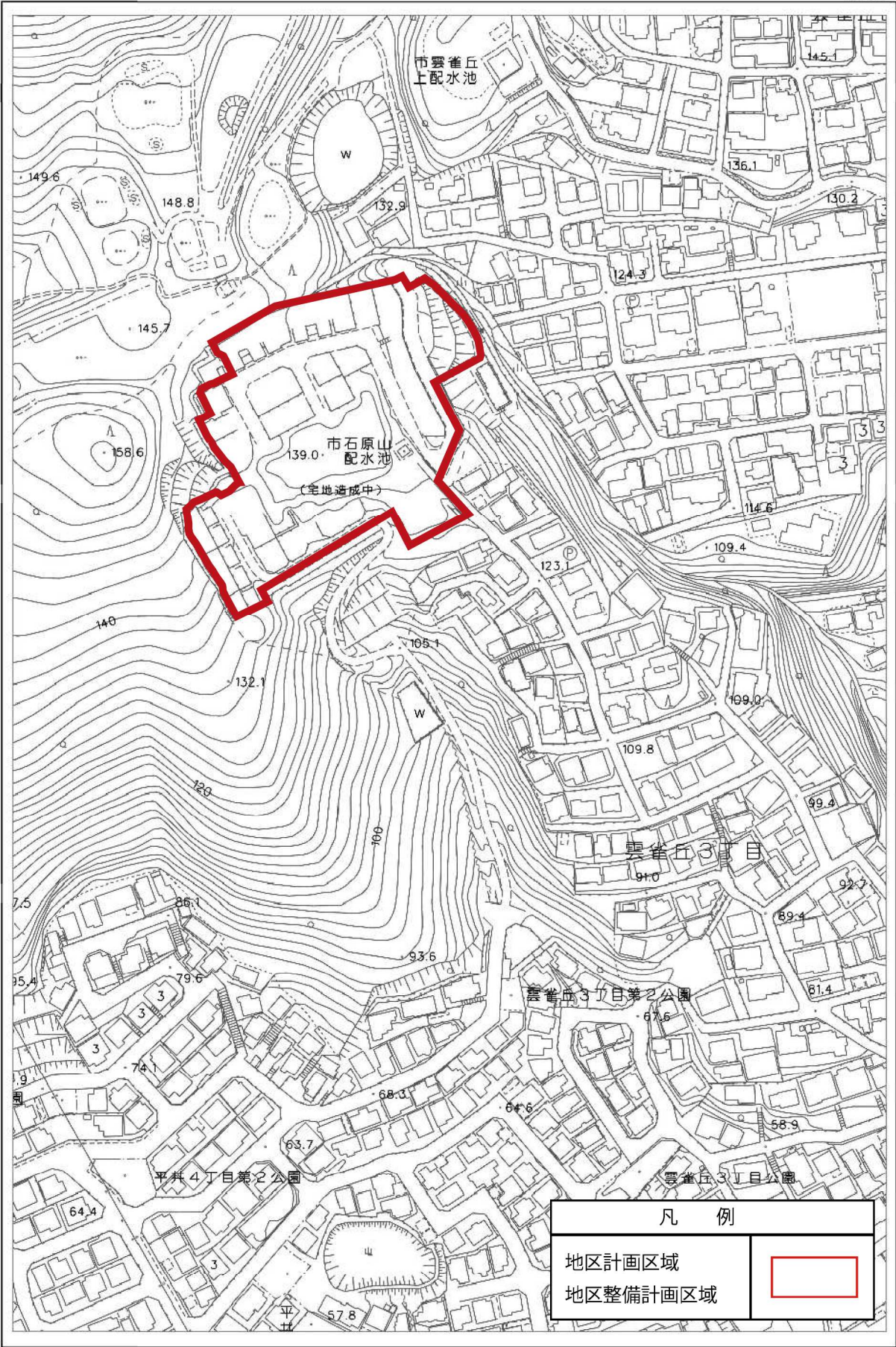
宝塚市

代表者 宝塚市長 山崎晴恵

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画地区計画・雲雀丘3丁目北地区地区計画
- 2 地区計画を定める土地の位置  
宝塚市雲雀丘3丁目の一部
- 3 地区計画を定める土地の区域  
別紙のとおり

計画図（雲雀丘3丁目北地区）

1/2500



凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	

